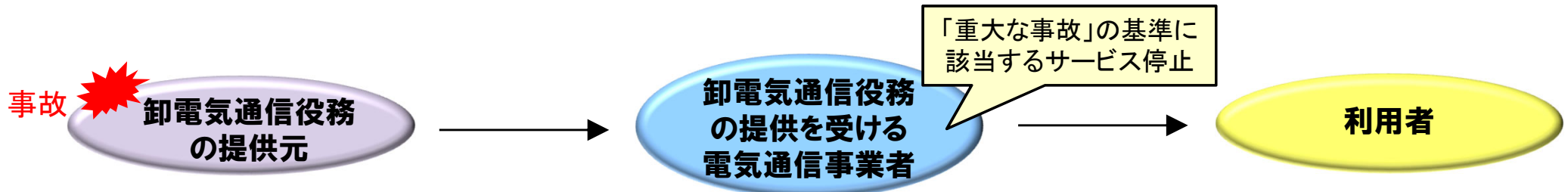


「電気通信事業法施行規則」改正の概要

卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者に求める報告項目

- 卸電気通信役務の提供元で事故が生じたことに起因して、当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が提供する通信サービスに重大な事故が生じた場合に、当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者に対しては、重大な事故報告書の報告項目のうち、把握可能な情報に限定した上で報告を求めることが適当。
- ただし、利用者対応状況については、利用者と直接契約をしている電気通信事業者が、卸かどうかといったようなサービスの提供形態によらず、一義的な説明責任を果たすことが必要。
- 以上を踏まえ、発生日月日及び時刻、復旧年月日及び時刻、措置模様（事故対応状況）、利用者対応状況、関連する基準及び規程の5項目と、事故を生じさせた卸電気通信役務の提供元を報告対象とする簡易な報告様式を別に定める改正を実施。なお、「関連する基準及び規程」の欄には、事故発生時における利用者視点での周知・広報の在り方を示した「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン（令和5年3月）」の対応状況等を記載することを想定。

＜卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が提供する通信サービスに重大な事故が生じる場合のイメージ＞



＜重大な事故報告書の報告項目＞ ※ 赤線を引いた項目が卸先の電気通信事業者を求めるべき報告項目

- | | | | | |
|--------------------|----------------------|-----------------------|---------------------|---------------------------------|
| ● <u>発生日月日及び時刻</u> | ● 事故の全体概要 | ● <u>措置模様(事故対応状況)</u> | ● <u>利用者対応状況</u> | ● 電気通信設備統括管理者の氏名 |
| ● <u>復旧年月日及び時刻</u> | ● 事故の原因となった電気通信設備の概要 | ● 発生原因 | ● <u>関連する基準及び規程</u> | ● 事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名及び資格の種別 |
| ● 発生場所 | ● 発生状況 | ● 再発防止策 | ● 関連する事故の発生傾向 | |